

臨床教育シミュレーションセンター利用規則

(趣旨)

第1条 この規則は、臨床教育シミュレーションセンター（以下「センター」という。）の利用及び管理に関し必要な事項を定める。

(利用者の範囲)

第2条 センターを利用できる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 本学教職員
- (2) 本学学生、大学院生及び研究員（以下「学生等」という。）
- (3) 愛知県内に在住又は在勤する医療従事者及び在住又は在学する医療系学生
- (4) 学外者のうち、本学教職員の責任による紹介があった者
- (5) センターが主催、共催または後援する講習会等への参加者
- (6) その他臨床教育シミュレーションセンター長（以下「センター長」という。）が特に認めた者

2 学生が利用する場合には、指導する本学教職員（以下「指導者」という。）の許可を得て利用するものとする。

(利用目的)

第3条 センターの利用目的は次に掲げるものとする。

- (1) 医療従事者に対する臨床技能指導
- (2) センターの機器及び備品等を用いた講習会等
- (3) 学生等に対する講義及び臨床実習
- (4) 医療従事者の自己修練
- (5) その他、センター長が適当と認める場合

2 前項の規定にかかわらず、センター長は、センターの利用目的が次の各号のいずれかに該当するときは、利用を認めない。

- (1) 本学の研修、教育活動に支障が生ずると認められる場合
- (2) センターの運営に支障が生ずると認められる場合
- (3) 講習会等の趣旨が営利を目的とする場合
- (4) その他センターの使用が不適當と認めた場合

(利用可能日時)

第4条 センターは、次に掲げる日を除く午前9時から午後5時まで利用することができる。ただし、センターの利用を申請する者の代表者（以下「申請者」という。）が事前にセンター長の許可を得た場合は、この限りではない。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律に定める休日
- (3) 12月29日から翌年1月3日まで
- (4) その他センター長が必要と認めた日

2 前項の規定にかかわらず、センター長が保守管理等のために指定した時間は

利用できないものとする。

(利用申請)

第5条 申請者は、原則として2か月前から3日前まで（センター休業日を除く）に、別紙様式1の利用申請書をセンター長に提出し、許可を受けなければならない。

(利用許可)

第6条 センター長は、前条の規定に基づき利用許可申請書の提出があった場合は、その利用について許可又は不許可の決定を行い、その旨を申請者に通知するものとする。

2 センター長は、利用の許可において必要と認める場合には、使用条件等を付することができる。

3 申請者は、利用を許可された後に、利用日時等を変更するときは、速やかにセンターに連絡のうえ、前条に規定する申請を再度行わなければならない。

(利用方法)

第7条 利用方法は、次のとおりとする。

(1) センター利用許可の日時が第4条第1項に規定する利用可能日の午前9時から午後5時までの間（以下「事務取扱時間」という。）の場合は、利用開始時にセンターで利用許可書を提出するものとする。

(2) センター利用許可の日時が事務取扱時間外の場合は、利用日に防災センターへ利用許可書を提出し鍵の貸出を受け、利用者が解錠するものとする。また、利用終了後は、施錠をし、防災センターに返却するものとする。

(3) センターの機器等の利用に関しては、申請者、利用者及びその紹介者又は指導者が責任を持つものとする。

(4) センターの高度の機器等に関しては、機器等に習熟した指導者のもとで利用するものとする。

(5) 消耗品の使用を伴う利用に関しては、事前に消耗品に関する費用の実費相当額を支払い、センターが提供する消耗品を使用する。また、使用した消耗品の廃棄は、申請者及び利用者が、センター長の指示に従い、責任をもって行わなければならない。

(6) 機器の貸し出しについては別途定める。

(遵守事項)

第8条 第6条の規定により利用を許可された者（以下「利用者等」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守するとともに、センター長及びセンター職員の指示に従わなければならない。

(1) 良識ある行動をし、秩序・風紀の維持、災害防止及び設備の保全に努めるとともに、他の利用者等の学習を阻害しないよう配慮すること。

(2) 機器・備品等の設備は、丁寧に取り扱い、許可された目的以外の用途に利用しないこと。

- (3) 利用を許可された者以外の者に、その全部又は一部を転貸しないこと。
- (4) 施設及び設備の変更及び改造並びに備品の移動を無断で行わないこと
- (5) 注射針及び手術針などの危険物や感染の危険のある廃棄物は、特に厳重に管理し、所定の容器に廃棄すること。
- (6) 利用後は、原状回復するとともに、機器の電源管理、消灯、空調機器の停止、施錠及び鍵の返却を行うこと。
- (7) 利用時間を厳守すること。
- (8) センター長が特に認めた場合を除き、飲食をしないこと。
- (9) 貴重品及び金銭等の管理は利用者等各自が責任をもって管理すること。
- (10) その他センター長の指示に従うこと。

(許可の取消し等)

第9条 センター長は、利用者等が前条の規定に違反したときは、利用の許可を取消し、若しくは利用の停止を命じ、又は以後の利用を許可しないことができる。

- 2 センター長は、前項に定めるもののほか、本学において必要が生じたときは、利用条件を変更し、又は利用許可を取り消すことができる。

(損害の弁償)

第10条 利用者等は、故意又は重大な過失により、施設、設備及び備品に滅失、破損等の損害（以下「損害」という。）を与えたときは、その損害を弁償しなければならない。

- 2 利用者等は、施設、設備及び備品に損害を与えた場合は、速やかにセンター長に報告し、指示を受けなければならない。

(貸付料)

第11条 申請者は、施設の利用に関し、公立大学法人名古屋市立大学固定資産等管理規程（平成18年規程第134号）及び公立大学法人名古屋市立大学不動産貸付細則（平成18年規程第135号）に掲げる貸付料を支払わなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、以下の者が行う申請の貸付料は無料とする。ただし、参加費が1万円以上のものは除く。また、消耗品費及びその他の費用については、別途料金を徴収することができる。

(1) 本学教職員

(2) 本学学生、大学院生及び研究員（以下「学生等」という。）

(3) センターが主催、共催又は後援する講習会等への参加者

(4) その他センター長が特に認めた者

- 3 貸付料が発生する場合には、申請者は、第5条の利用申請とともに、所定の申請書を提出するものとする。

- 4 申請者は、第6条第1項の許可に係る通知を受けた日から利用日の前日（利

用日の前日が休日の場合は、その直前の平日）までに到着するように、センター長の指示する方法にて貸付料を支払わなければならない。

（消耗品の費用）

第12条 申請者及び貸付申請者は、第7条第1項第5号及び第11条第2項に規定する消耗品の費用について、センター長の定める消耗品費用を支払わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、センター長が特に認めた場合は、消耗品費用は無料とする。

3 申請者及び貸付申請者は、第6条第1項又は第9条第2項の許可に係る通知を受けた日から利用日の前日（利用日の前日が休日の場合は、その直前の平日）までに、センター長の指示する方法にて消耗品費用を支払わなければならない。

4 既納の消耗品費用は、次の場合を除き返還しない。

（1）本学の都合により貸付を解除した場合

（2）本学の都合により契約の内容を変更した場合

（その他の費用）

第13条 消耗品費用の他に費用が発生した場合、センター長は、申請者及び貸付申請者に対して、別途の定めるその他の費用の実費相当額を請求することができる。

2 申請者及び貸付申請者は、前項の通知を受けた日から利用日の前日（利用日の前日が休日の場合は、その直前の平日）までに、センター長の指示する方法にてその他の費用を支払わなければならない。

3 既納のその他の費用は、次の場合を除き返還しない。

（1）本学の都合により貸付を解除した場合

（2）本学の都合により契約の内容を変更した場合

（事務）

第14条 センターに関する事務は、センターにおいて行う。

（規則の改廃）

第15条 この規則の改廃は、臨床教育シミュレーションセンター運営委員会の議を経て、臨床教育シミュレーションセンター運営委員会委員長が行う。

（その他）

第16条 この規則に定めるもののほか、センターの利用に関し必要な事項はセンター長が定める。

附 則

この規則は、平成23年3月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和8年4月7日から施行し、令和8年4月1日より適用する。

附 則

この規則は、令和 8 年 6 月 2 日から施行し、令和 8 年 6 月 1 日より適用する。